

(一般質問の方式)

第〇条 本会議における一般質問（市の一般事務について、議長の許可を得て行う質問をいう。次項において同じ。）は、一問一答の方式により行うことができる。

2 市長等（市長その他の執行機関及びその補助職員をいう。）は、一般質問に対し、議長の許可を得て、趣旨確認等を行うことができる。

「反問権」とは

議会の審議において、議長の許可を得て、議員の質問に対して、問い返すことができる質問権のことをいいます。

「反論権」とは

議会の審議において、議長の許可を得て、議員からの提案等に対して、反対意見等を述べるることができる発言権のことをいいます。